

加古川市町内会等掲示板設置補助金交付要綱

令和8年3月31日

市民協働部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民の福祉の向上に寄与するため、町内会・自治会（以下「町内会等」という。）が掲示板の設置等を行う場合に要する経費の一部を補助することについて、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 掲 示 板 町内会等における構成員相互の連絡や行政機関等の広報伝達的手段として、ポスター、文書等の掲示物を掲示するために町内会等が設置する施設で、当該町内会等が維持管理するものをいう。
- (2) 新 設 新たに掲示板を設置すること、又は既存の掲示板を撤去し新たに掲示板を設置することをいう。
- (3) 改 修 既存の掲示板を修繕又は改造することをいい、移設を含む。

(補助対象)

第3条 補助金交付の対象となる団体は、加古川市町内会連合会に属する町内会長・自治会長が率いる町内会等（以下「補助申請者」という。）とする。ただし、町内会等が暴力団等（暴力団（加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。）の統制の下に活動していると認められる場合であって、補助金等を交付することにより暴力団を利すると認められる場合はこの限りでない。

- 2 補助金交付の対象となる掲示板は、補助申請者が集会所等の敷地内その他地域住民への周知が期待できる場所に新設又は改修するもので、別表第1に定める補助対象経費が1万円以上のものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、加古川市ごみステーション整備事業補助金、その他の市が交付する補助金を受けて実施する事業は、補助の対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号のいずれかにより算出した金額とする。

- (1) 掲示板を新設する場合 掲示板1基につき新設に要する経費に2分の1を乗じて得た額の範囲内で、5万円を限度とする。
 - (2) 掲示板を改修する場合 掲示板1基につき改修に要する経費に2分の1を乗じて得た額の範囲内で、2万円を限度とする。
- 2 前項で算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助申請者は、あらかじめ掲示板の設置について関係住民の合意並びに用地の地権者、管理者その他関係者の同意を得たうえで、掲示板設置補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 事業の見積明細書等
- (3) 位置図及び写真
- (4) 地権者、管理者その他関係者の同意書(新設、移設の場合)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第5条に規定する申請については、同日後もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

補 助 対 象	補 助 対 象 外
掲示板の新設、改修に係る事業費のうち、次に掲げるもの （1）設置、運搬、製造、修繕に係る費用 （2）備品・消耗品購入に係る費用 （3）既存の掲示板の撤去に係る費用	（1）用地取得費 （2）賃借料等